



県職現業部会 (試験研究)

2024年7月31日(水) 18:00 ~

ウェブ学習会

農林水産関係試験研究機関基礎調査の概要

- 調査の目的：農林水産関係試験研究機関基礎調査は、農林水産分野の都道府県試験研究機関、地方独立行政法人、財団法人、国立試験研究機関及び独立行政法人における人員、賃金の実態等を調査し、農林水産関係試験研究の効率的推進を図るため必要な基礎資料を得ることを目的とする。
- 調査の根拠法令：農林水産関係独立行政法人等試験研究機関基礎調査実施要領（2003年7月28日付け15農会第549号農林水産技術会議事務局長通知（最終改正2023年7月10日付け5農会第198号））

農林水産関係試験研究機関基礎調査の概要

- 調査の根拠法令
- 都道府県、地方独立行政法人、財団法人
- 農林水産関係試験研究機関基礎調査実施要領（2003年7月11日付け15農会第548号農林水産技術会議事務通知（最終改正2023年7月10日農会第199号）
- 調査体系
 - （1）人員調査
 - （2）資金調査

農林水産関係試験研究機関基礎調査の概要

- 調査の対象
- 独立行政法人等、都道府県、地方独立行政法人、財団法人
- (ア) 都道府県規則により試験研究、調査研究を主たる任務とすることが明記され、農林水産業（農林水産の加工・流通利用を含む）に関する試験研究を実施している都道府県の期間及びこれに類する独立行政法人、財団法人
- (イ) 前項の都道府県機関、独立行政法人、財団法人のうち、研究員、研究費及び研究課題のいずれかを有する機関

農林水産関係試験研究機関基礎調査の概要

- 調査事項：（１）人員調査、（２）資金調査、
- 調査の時期：毎年５月頃
- 調査の方法：１．基礎調査は、農林水産技術会議事務局長（以下、「事務局長」という。）が調査票を当該機関の代表者に対して、公文書及びメールで送付、及び回収することにより行う。２．当該機関の代表者は、調査票を記入し、調査票の内容について調査項目間の整合性を精査の上、その結果をメールで事務局長が指定する報告期限までに事務局長へ送付する。

農林水産関係試験研究機関基礎調査の概要

- ▶ I. 人員調査、1. 職種の具体的内容 (1) 研究関係：試験研究に従事している者（企画調整関係を除く、「研究職員」、「技術職員」及び「作業職員」に区分）
- ▶ ア、研究職員：研究職であって、固有の試験研究課題について試験研究を計画し、実施し、かつ、その成果の取りまとめをおこなう者
- ▶ イ、技術職員：研究実施に必要となる高度な測定計算、分析等の業務を専門的に行う者（船舶関係を除く）
- ▶ ウ、作業職員：機械、器具等の運転、操作、保守等を行う者及び植物の栽培、動物の飼育を行う者（船舶関係を除く）
- ▶ (2) 企画調整関係、うち研究職員、(3) 事業・普及、(4) 事務関係、(5) 船舶関係、(6) 作業関係：上記以外の者（例えば、電話交換手、運転手など）

農林水産関係試験研究機関基礎調査の概要

- 2. ポストドクター（博士号の取得など）
- 3 臨的職員等（調査基準日を含む年度：4月から3月）
- 4. 研究歴（「研究職員」が最終学校を卒業後試験研究に従事した年数）
- 5. 専門区分（1）農林水産分野全般及び農業分野、ア：水稲イ：麦、ウ：大豆、エ：さとうきび、オ：てん菜、カ：甘しょ、キ：馬鈴しょ、ク：草地・飼料作※飼料作には、牧草、野草、飼料作物、飼料用穀物類及び飼料用根菜類を含む。ケ：果樹、コ：野菜、サ：花き、シ：茶業、ス：その他作物（上記項目にない作物（いぐさ、ハトムギ、なたね、そば、ごま、桑等）セ：牛、ソ：豚、タ：鶏、チ：その他家畜（山羊、羊、七面鳥、うずら、みつばち等）、ツ：新作業（昆虫、微生物、未利用資源等の利用による新産業創出）、テ：共通：農業分野全般に共通する基礎的研究（実験動植物等）、

農林水産関係試験研究機関基礎調査の概要

- ▶ (2) 水産業分野、ア：海洋（海洋に関する研究部門）、イ：河川・湖沼等（河川・湖沼に関する研究部門）
- ▶ 6. 部門区分
- ▶ (1) 農林水産業分野全般及び農業分野
- ▶ ア：育種（農作物及び家畜の品種改良並びにその方法に関する研究分野）、イ：繁殖（家畜の繁殖に冠する研究分野）、ウ：栽培生理（農作物を植えることから収穫まで総合的技術に関する研究分野）、エ：土壌肥料：農耕地の土壌調査、改良及び作物の施肥改善に関する研究分野、オ：病害虫：農作物の病害の防除及び虫害の防除、益虫の保護利用に関する研究分野、

農林水産関係試験研究機関基礎調査の概要

- ▶ 力：飼養管理：飼料・栄養等動物飼育の総合的技術に関する研究分野、キ：家畜衛生（家畜・家禽等の各種疾病の防除等に関する研究分野、ク：生命科学（生命現象の解明と利用に関する研究分野、ケ：環境（農業関係：土壌肥料、病害虫を除く。）に関する研究分野、コ：気象（農業気象、気象災害に関する研究分野、サ：農業土木（土地及び水の農業上の開発利用、農業地域の開発整備、農業施設、浅海域の開発利用に関する研究分野、シ：農業機械（農業機械の開発、改良、農業機械による作業技術の改善、体系化等に関する研究分野、ス：情報（農業研究にかかる情報処理技術に関する研究分野、

農林水産関係試験研究機関基礎調査の概要

- セ：食品加工流通（食品生産から消費に至る利用・加工、貯蔵、輸送等に関する研究分野、
- ソ：経営・経済（農業経営、農家生活を含む農村社会に関する研究及び農業経済に関する研究分野、
- （2）林業分野、ア：経営・管理、イ：植物生態、ウ：森林生物、エ：バイオテクノロジー・キノコ、オ：木材加工、カ：木材化学、キ：森林機能・防災、
- （3）水産業分野、ア：水産資源、イ：水産増養殖、ウ：水産工学、エ：水産環境、オ：水産利用加工、カ：水産経済、

農林水産関係試験研究機関基礎調査の概要

- II.資金調査
- 1. 収入の財源区分
- (1) 県費：県（都府県）予算から支出した金額。
- (2) 運営費交付金等：政策研については試験研究機関運営費、独立行政法人については運営費交付金、施設整備のための補助金及び貸付金等。
- (3) 国庫補助等又は国から受託：国から委託等を受けた金額（「研究関係（試験研究のための委託費など）」、「事業関係又は研究以外（研究以外（研修等）の委託費等）」）。
- (4) 農林水産省関係特定独立行政法人からの受託：農林水産省が所管する特定独立行政法人（農林水産消費安全技術センター、家畜改良センター、農業・食品産業技術総合研究、国際農林水産研究センター、森林研究・整備機構、水産研究・教育機構）からの委託。
- (5) その他からの受託（3）、（4）以外（（4）以外の独立行政法人、地方公共団体、民間企業、大学、非営利団体、外国等）からの受託。
- (6) その他：上記（1）、（2）、（3）、（4）及び（5）以外（寄付金、特許権収入、製品等売却収入等）。

農林水産関係試験研究機関基礎調査の概要

- 2. 競争的資金
- 資金を配分する主体がお研究者等を対象に研究開発課題を募り、その中から科学的・技術的な評価に基づいて実施する課題を採択し、当該課題の研究開発を実施する研究者等又は研究者等が属する組織にそのための資金を配分する制度。
- 3. 支出項目区分
- (1) 人件費：常勤役員及び常勤職員に対して1年間支払った給与。人件費として予算化されている再任用職員の給与も含む。
- (2) 企画調整費：試験研究の全体的な企画及び調整並びに情報の収集・提供等を目的とする業務。
- (3) 研究費：試験研究のために支出した実験器具費、試薬品費、供試作物・家畜等費、飼肥料費、印刷製本費、光熱水料費、各種燃料費、ポストドクターの給与、臨時職員の賃金、調査旅費など。
- (4) 事業・普及費：農林水産物（種苗、種畜、種鶏等）の生産及び供給並びに奨励、普及、技術指導及び研修を目的とする業務のために支出備品費、消耗品費、印刷製本費、光熱水料費、臨時職員の賃金、事業・普及旅費費等。

農林水産関係試験研究機関基礎調査の概要

- (5) 養成研修・製造費：技術の講習及び技術者の養成研修を目的とする業務及び農林水産物（種苗、種畜、稚魚）の生産及び供給を目的とする業務のために支出した備品費、消耗品費、印刷製本費、臨時職員の賃金、養成研修旅費等並びに奨励、普及、技術指導及び研修を目的とする業務のために支出した備品費、消耗品費、印刷製本費、光熱水料費、臨時職員の賃金等。
- (6) 船舶運航費：船舶運航費に要する燃料費、消耗品費、食糧費等。
- (7) 機械費：一般管理以外の試験研究用で10万円以上の機械、車両、器具等の購入費。
- (8) 施設費：土地、建物の購入費及び改修費、構築物、船舶の建造費及び改修費。ア.「研究用」には、試験研究に用いる土地、建物、構築物、船舶。イ.「その他」には、試験研究に用いない土地、一般事務庁舎、車庫等。



農林水産関係試験研究機関基礎調査の概要

(9) 管理経費：(1)～(8)に該当しない経費（当該機関の維持管理のために支出した事務用備品費、消耗品費、通信運搬費、光熱水料費、会議費、臨時職員の賃金、雑役務費、事務連絡旅費等）

試験研究（農産分野、畜産分野）

- ▶ 農産について
- ▶ 農産（米麦、大豆類）
- ▶ 栽培知識、栽培経験を持って、研究員との圃場条件について、農業機械操作を適期作業から播種、定植、管理業務を行っており、時期的に農繁期業務への専門性で進める分野であります。
- ▶ 栽培管理では、期間内での生育調査をおこない、研究職への報告、今後の施肥施用・臨機防除等について栽培暦を参考に、新規研究試験などについて課題試験研究（農産分野、畜産分野）より計画の打合せをおこないながら圃場管理業務をおこなっています。また、作型に応じた資材等の扱い、保管などにおいて熟知が必要であります。
- ▶ 収穫業務での坪刈り、収量調査、作況調査での確認を実施します。原原種の管理では、原種維持のための圃場の条件を含めた品種保存管理を含めた業務を努めており、各県で地域ブランドを種苗法から各都道府県での管理業務で長年の栽培の感覚が必要であります。

試験研究（農産分野、畜産分野）

- 園芸関係より
- 路地野菜から
- 圃場条件から土壌改良剤によるpH調整をもとに土壌診断、施肥計画より元肥（窒素、リン酸、カリの三要素）を追肥計画から追肥時期の計画となり、収穫までの初期成育調査、防除（時期による臨機対応）などの管理業務から、適期収穫調査への業務計画を理解し作業を進める。これらの作業での会計年度任用職員との連携をもとに解体調査等をおこない、無処理区、品種別区、肥料試験区、慣行試験区などとの比較によるデータ調査が現業職員へ求められる業務であります。

試験研究（農産分野、畜産分野）

- ▶ 野菜類の施設栽培から
- ▶ 主に、温室栽培による試験区であり、年末の収穫に向けた栽培管理であり、知識・経験から収量調査での比較から、条件設定から慣行栽培区、品種比較試験区、かん水・保温条件の比較試験区、近年では環境制御（炭酸ガス施用温室）から収量アップへの管理作業で、イチゴ、キュウリなど作型に適応性の実証試験区と慣行試験区との管理業務をおこなっています。これらの各試験区設定においては、長年の経験を持った現業職員の業務を基礎とするため、平均的な作業をおこなうにあたっては、施設（ハウス棟内の温度、湿度、日照時間などの基礎データをもとに、試験研究機関の成果につながる重要な役割を担っています。新技術への対応に必要な打ち合わせがなされています。

試験研究（農産分野、畜産分野）

- 畜産について
- 動物の管理業務では、圃場整備について牧草採草地の肥料散布、収穫するタイミングの判断で経験が必要であります。
- 施設については、酪農での搾乳ロボットの対応で苦慮する部分があります。
- 畜舎の管理、簡単な修理や応急措置では経験者（現業職）が中心となっております。
- 専用機械操作については、酪農、肉用牛の飼料生産のための大型農業機械は種類が多く、全ての操作ができるようになるには数年以上が必要であります。他の職員が操作する機械との連携が必要であり高いスキルが求められています。

試験研究（農産分野、畜産分野）

- 畜産について
- 現場実態からは、採用がないことにより技術の継承で途絶えることが危惧されています。研究職、獣医との連携では、現場での指導は現業職員が担っており、現場判断により研究職、獣医への負担を増やさい状況です。異変が発生した際の獣医への連絡が迅速である関係を良好でおこなっています。
- 会計年度任用職員の配置では、高齢者が多く危険度や体力的な負担の大きい業務は任せられない、現業職員が不足しております。会計年度任用職員へ農業機械の操作訓練を行い熟度を見極めて操作をおこなっている。また、当番勤務にもはいてもらい、欠かせない存在であります。

試験研究（農産分野、畜産分野）

- ▶ 各分野で共通である農作業安全について
- ▶ 農作業事故は、毎年増加傾向にあり、その内容も多様化してきている。農業機械の大型化・高性能化や農業機械の普及台数等と密接なかわりがあります。また、近年では農業従事者の高齢化により機械に対する知識・技能不足等からの事故が目立っている。これらの農作業事故の実態を十分に把握しながら、農作業による事故を未然に防止し、安全な農作業を推進する必要があります。圃場や農道等農作業に係る環境整備が十分に整っていない場合などが発生要素となっています。このような事故は「人・物・環境」の3つの条件が相互に作用しあい発生しており、農作業事故を未然に防止するためには、農作業従事者に対して農業機械研修の実施等農作業安全教育の徹底、次に農業機械の点検等整備安全性の確保、更には圃場整備等による農作業環境の整備を進めるなど、安全対策の確立が必要であります。

試験研究（農産分野、畜産分野）

農林水産省農産局技術普及課生産資材対策室（農作業安全班）より

- ・2024年度の農作業安全対策の推進方針について

【基本方針】

・直近（2022年）の農業機械作業に係る死亡者数は152件と、農作業死亡事故全体の2/3近くを占める主要因となっています。農業者が研修を受講しやすい農閑期（12月～2月）に農作業安全研修実施強化期間を設定し、農業機械作業の安全対策の強化を図ることとする。また、近年の温暖化の影響により、熱中症による死亡者の割合も増加していることを踏まえ、初夏（5月～7月）に熱中症対策研修実施強化期間を設定し、熱中症対策の徹底を図ることとする。

1. 重点推進テーマ

『学ぼう！正しい安全知識 ～機械作業の安全対策と熱中症の予防策～』

「農作業安全に関する指導者」が中心となって農業機械作業の安全対策と熱中症の予防策の講習を行うことを重点的に推進する。推進目標は、「全ての都道府県域において研修実施回数を令和5年度よりも増すこと」とする。

2. その他の取組

広報媒体を活用した農業者に対する「注意喚起の実施」、「都道府県・地域単位の推進体制の強化」、「公道走行時の法令遵守」、「労災保険特別加入の促進」、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範やGAPの周知・実践」を推進する。また、「農作業事故情報の収集と報告」の強化を行う。

3. 強化期間

熱中症対策研修実施強化期間：2024年5月1日（水）～7月31日（水）

農作業安全研修実施強化期間：2024年12月1日（日）～2025年2月28日（金）

試験研究（農産分野、畜産分野）

- 最後に、
- この試験研究学習会では、限られた農業分野でありました。各都道府県の試験研究機関においては、林業、果樹、水産業、工業、窯業などでの業務に担当されている現業職員もおられます。関連する業務への理解から今後の業務で活用していただければと思います。
- 農林水産試験研究機関において、共通する農作業安全研修については係わりのある業務であり、怪我・事故防止のための研修などから、夏場の業務作業を安心して進めていくことになればと記載しました。
- これからも各担当での業務改善をおこない、日々の試験研究を取り組みましょう。

職種別ウェブ学習会（試験研究） アンケート

【現業評議会】職種別ウェブ学習会（試験研究）へのご参加ありがとうございます。
ました。

今後の参考とするため、参加者のみなさまからのアンケートのご協力をお願いいたします。QRコードよりアクセスし、ご回答ください。（所要3分）

【URL】

<https://forms.gle/Xt91rawAucSiBDTp9>



携帯電話のカメラにQRコード読み取り機能がない場合は、左図の通りLINEホーム画面のQR読み取りからもアクセスできます。双方とも不可である場合は事務局へご相談ください。